

## BEST FACULTY MEMBER 選考委員会設置要項

平成 28 年 7 月 21 日  
第 143 回教育研究評議会

### (趣旨)

- 1 極めて優れた取組や活動を行っている大学教員を BEST FACULTY MEMBER として選考するため、教育研究評議会の下に BEST FACULTY MEMBER 選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) BEST FACULTY MEMBER の選考に関する事。
  - (2) その他 BEST FACULTY MEMBER に関する事。

### (組織)

- 3 委員会は、次に掲げる委員で構成する。
  - (1) 評価を担当する副学長
  - (2) 人事を担当する副学長
  - (3) 系長
  - (4) 計算科学研究センター長
  - (5) 生命領域学際研究センター長

### (委員長等)

- 4 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもって充てる。
- 5 委員会に副委員長を置き、第 3 項第 2 号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (議事)

- 8 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 9 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (委員以外の出席)

- 10 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務)

- 11 委員会の事務は、企画評価室及び総務部人事課において処理する。

(細目)

1 2 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 記

この要項は、平成28年7月21日から実施する。

BEST FACULTY MEMBER選考に関する申合せ

平成 28 年 12 月 1 日  
BEST FACULTY MEMBER 選考委員会

(表彰対象者)

- 1 BEST FACULTY MEMBER 表彰の対象者は、原則として大学教員業績評価または基本年俸表を適用する大学教員の業績評価を実施した者とする。

(表彰事由)

- 2 BEST FACULTY MEMBER表彰における被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 特に顕著な成果を上げた者
  - (2) その他特に表彰に値すると認められる者

(表彰対象期間)

- 3 BEST FACULTY MEMBER表彰の対象期間は、原則として前年 4 月から 3 月までとする。

(被表彰者数)

- 4 全学で25人程度とする。

(被表彰者の選考方法)

- 5 大学教員業績評価全学評価委員会及び全学年俸制教員評価実施委員会で選考された者を被表彰者とし、それぞれの委員会における選考者数については、別に定める。

(表彰の時期等)

- 6 表彰の時期は原則として毎年 2 月とし、学長が表彰状を授与することにより行う。
- 7 前項の表彰状に併せて、人事に関する記録に記載する。